

平成 21 年度
第 3 回うるま市補助金審査委員会における意見、評価のまとめ

日 時 平成 21 年 9 月 7 日 (月) 午後 2 時 ~ 午後 5 時
場 所 勝連シビックセンター 団体室
出席委員 照屋寛之、比嘉勉、祖堅善八、親泊正吉、安村和子、渡久地博之、座間味正子、福原徹、伊波洋
欠席委員 仲地一、伊波仁、安慶名隆
事務局員 山城室長、徳山係長、神田
担 当 課 指導部指導課 佐渡山課長、比嘉係長、浜端係長
教育部社会教育課 松井課長、新垣主管
教育部文化課 横田課長、伊波係長、大城係長
指導部青少年センター 長堂所長、徳山係長

海外短期留学派遣補助金 (指導部指導課)

審査委員会意見

- ・ 目標値の 30 人に対して、平成 19 年度 10 人、20 年度 15 人と達成できていません。その原因を追及して目標に近づける努力をしていかなければなりません。
- ・ 予算が厳しいということであれば、目標値をそれほど高く設定しなくてもいいのではないのでしょうか。現実的な目標値であるならば、予算獲得の努力をすべきではないのでしょうか。
- ・ 体験者の作文を見ると大変夢があって良い事業だと評価します。もっと予算をつけるように、あらゆる知恵を出して目標値を達成するような努力をしてもらいたいと思います。せめて 1 校から 2 名くらいは派遣していただきたい。予算がないからというだけではなく、もっと真剣になって予算を獲得できるような努力が伝わってくればと思います。
- ・ 子ども達を 30 日間も派遣して勉強させるわけですから、もっと市民のみなさんにもお知らせすべきではないのでしょうか。
- ・ 経済的に厳しい世帯の子ども達が参加できないということですが、社会福祉協議会

でそれをカバーする事業がないでしょうか。

- これについては選考方法や派遣する生徒の自己負担のあり方など、いろいろな課題が示されました。せっかく良い事業ですので、その辺りを検討していただいでできるだけ希望する実力のあるたくさん子ども達が、もう少し幅広く派遣してもらうということで頑張っていたきたいですね。
- 点数で選考しているということでしたが、点数にそれほど差がないのであれば、学校毎に均等な人数の割り振りがあってもいいのではないかと思います。
- 広報周知の期間が2週間ということでしたが、PTA役員に先に知らされ、末端までは行き届いていない事例もあるのではないかと。
- 周知期間が2週間で短いのではないかとということでしたが、学校運営に父兄がどのくらい関心を持って関わっているかです。2週間であっても3週間であっても大きな差はないと思います。
- 校長先生の推薦で選考されるということですから、どうしてもPTA役員子ども達に目が向いてしまうということがあるのではないかと思います。
- もっと多くの子ども達に参加させたいということであれば、留学期間を30日ではなくて20日くらいにすればもっと多くの子ども達に参加できるのではないのでしょうか。
- 旅費にかなり支出されると思いますので、滞在期間を短縮してもあまり経費は落ちないのではないかと思います。
- ホストファミリーでの滞在期間もそれなりに費用がかかるので、10日間短縮すれば多少経費は落ちると思います。
- 現在の4週間で3週間にして経費がおちるのであれば、もっと多くの生徒に参加してもらうことができますね。
- 今は総額41万円のうち11万円の自己負担ですが、1人当たりの負担額を増やせば、もっと多くの生徒を派遣することができます。

- ・ 中には11万円の自己負担金が用意できないから行けないという生徒もいるということでした。その辺りは補助に柔軟性があっても良いのではないかと思います。例えば、かなり優秀で経済的理由で11万円の自己負担が用意できない生徒の場合、母子家庭などの条件も勘案して補助率を上げるなどです。そういう工夫があっても良いのではないかと思います。
- ・ 沖縄県は学力が低いということで毎年新聞報道されますが、その最大の原因は所得格差だと思います。その辺りを配慮して助成していくことも必要ではないかと思えます。
- ・ 負担のあり方として、学校割り当てということになれば、PTAの理解が得られればPTA予算を活用するという手もあります。個人の負担を増やしてしまうと厳しいところがあると思います。PTAもある程度費用を出せば、子ども達の自己負担を減らすことができます。
- ・ 個人負担を減らすということも良いことですが、参加する生徒の人間性も見極めないといけません。
- ・ 逆の考え方もあると思います。今は枠が10人なので、その範囲でしか派遣できないということです。自己負担が厳しいことが理由で目標達成できないということではありませんでした。本来であれば、自己負担が多少高くても行きたい生徒がいるかもしれません。予算の執行の工夫が求められるのだと思います。
- ・ 目標値を30人と定めているので、自己負担の部分で工夫しないと達成できないのではないかと思います。
- ・ 今は30万円の補助金に11万円の自己負担ですが、これを20万円の補助金にして数を多くして、自己負担も大きくしても応募者はいるのではないかという事です。11万円よりも自己負担を増やしたから応募者がガクッと落ちるのではなく、20万円出してもいいという人もいるかもしれないということです。留学というのは貴重な体験学習ですから。11万円の負担金が大きく行けないという人が8割もいたら問題ですが、そういう問題ではなさそうだと思います。補助金と個人負担のあり方をもうちょっと研究する必要があるのではないかと思います。それによって目標値の30人を達成することが出来るかもしれません。今は30万の補助ですから10人が限度です。総額としては増やすことが難しいということですから、補助金額を減らして自己負担を増やせば目標値は達成できるわけです。

- ・ 総予算の中で一人当たりの補助金額を工夫すれば目標人数を達成できる可能性はあるわけですね。
- ・ そうしてみても問題が起こるかもしれませんが、そのとき、またどうするかを考えればいいと思います。
- ・ 補助金と保護者が負担することの話になっていますが、例えば、外国の子ども達はバスケットで代表に選ばれて派遣される場合には、自分達で工夫してお金集めをして、足りない分を親御さんに出してもらっています。休みを利用して子ども達は車洗いやお菓子を焼いて売るなどして資金集めをします。全て補助金や親にお金を出してもらっていますが、自分たちで苦労して資金集めをすれば達成感も更に増してくると思います。今後の課題だと思いますが全てをお膳立てしてもらうのが当たり前になっているのは甘いと思います。そういう工夫があっても良いのではないかと思います。
- ・ 派遣補助のあり方を検討する必要があるのではないかと提言してはどうでしょうか。
- ・ 担当課の評価どおり「A」で良いと思います。

「海外短期留学派遣補助金」の評価のまとめ

総合評価

A：更に充実させる方向で見直し

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

海外留学は大変貴重な体験であり、夢のあるすばらしい事業だと評価する。担当課においては、学校規模（生徒数）に応じた派遣人数の均等な割り振りにより30人の派遣を数値目標としている。しかし、実績としては派遣人数も学校規模に応じた割り振りも達成されていない。

今後は、実力があ希望する多くの生徒を幅広く派遣できるように、予算増による増員も当然のことながら、現予算額内であっても、自己負担のあり方（負担増、経済困窮世帯への柔軟な配慮、社協・PTA等による援助等）や留学期間の短縮など、あらゆる知恵を出して目標値を達成する努力をしてもらいたい。

また、市民へのPR、募集の周知期間、選考方法の検証などをし、更なる事業の充実に向けて取り組んでいただきたい。

自治公民館連絡協議会補助金（教育部社会教育課）・・・・・・・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 合併後の各自治会の格差を埋め、均衡を図るための補助金ということですから、それなりの目標を立てる必要があると思います。今、目標設定が難しいということでしたが、はっきりとした目的をもっているわけですから、何年後までに均衡が取れた状態にするのかという目標を立てる必要があると思います。例えば、この補助金を活用して3年後には均衡が取れた状態にもっていくというような目標が立てられません。目標設定がないと、例年通り補助金をもらって事業すればいいという感じがします。
- ・ おっしゃるとおり、合併時に自治会長の協議の場がありましたが、こんなにも自治会活動に格差があるとは思っていませんでした。やはり、どの自治会も同じような体制にもっていくべきだろうと思います。同じように市から事務委託料をいただいているながら、自治会長や事務員が常駐していない自治会があります。業務内容が全く異なる状況です。やはり年度目標を立てて、市内の自治会をそういう方向にもっていくべきではないかと思います。
- ・ 先ほどから自治会によってかなり格差があるということですが、関連して婦人会、青年会、老人会の活動も下火になっていると思うのですが、やはりそういう活動が活性化してはじめて公民館活動も活性化すると思います。この補助金の報告書ではその辺の取り組みが見られません。担当部署から育成の意味も含めて指導助言していただきたいと思います。ホテルのようにきれいなままの公民館と活用が充実して汚れている公民館があります。公民館というのは汚れて当たり前みたいなものです。
- ・ 気持ち的な格差はこの5年間で埋まってきていると思いますが、予算面でどうしても石川地区が厳しい状況です。気持ちではなくて、モノや金の格差が厳しいです。
- ・ 自治会の格差は大変大きな格差だと思います。是正以前に自治会活動に限界があるのではないかと思います。
- ・ 研修ですから、自治公民館としての課題、例えば各種団体の役員のなり手がいないなどの課題について勉強して成果を報告すべきです。
- ・ 区によって財政力がバラバラであることが一番の問題だと思います。住んでいる地

域に区費を納めれば当然財政力は上がるわけですね。ゴミ出しなど区費を出さなくても行政がやってくれるわけですから。その辺りに不公平感がありますのでなんらかの工夫ができないもののでしょうか。

- ・ 区費の義務化を条例で制定できませんか。そうすれば確実に金が集まります。
- ・ 裁判の判例としては区費の強制徴収は違法とされています。お願いしか出来ません。
- ・ 研修の成果を持ち帰って各地域の活性化につなげて頂きたいということがありました。前回の婦人会や老人会の活動もどうしても自治会の後押しが必要ということでした。
- ・ 本来の目的は研修を持ち帰って自治会活動にいかしていきましょうということですね。
- ・ 補助金が地域の活性化にどのように反映されているかということだと思います。
- ・ 研修の成果がまだ十分に見えてこない状況ですね。
- ・ 大会はどちらかというと顔合わせだけです。課題を設定して、もっと身のある研修に参加した方が良いでしょう。
- ・ 評価としては「B：現状のまま継続」として、課題に言及しましょう。
- ・ 研修の成果が見えてこないという課題ですね。
- ・ 自治会間の格差が幾分か是正できないのか、その辺りの目標値が設定できないかということ、いつまでも格差があってもいいのかということも指摘しておきたいですね。

「自治公民館連絡協議会補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

うるま市においては、過去の地域の成り立ちにより、自治公民館（自治会）活動にかなりの格差が見られる。朝から中央公民館並に多数の地域住民が公民館に出入りするような地域もあれば、地域住民の自治会加入率も低く、施設も簡素なプレハブや公営住宅の集会場であったり、自治会長や事務員が公民館に常駐できていない地域もある。このような地域コミュニティの格差は本市にとって非常に大きな課題である。

本補助金は、自治公民館相互の連携提携と自治公民館活動の振興を図り、もって地域文化の発展に寄与することを目的に、会員（自治会長等）の研修会等への派遣に活用されている。しかし、現状は報告書のまとめ方が不適切で報告会も実施されておらず、その成果が十分に現れていない。

自治会間の格差是正に向けた具体的な目標値を設定し、協議会に対しては、大会等形式的なものではなく、「各種団体の役員の育て方」など具体的なテーマに沿った実のある研修を精選し、その成果を持ち帰って各自治会の活性化につなげられるよう指導助言していただきたい。

市文化協会補助金（教育部文化課）・・・・・・・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 島くとうば大会が事業としてありますが、昨年度は1字しか参加がなくてこれではせつかくの事業がもったいないと苦情がありました。
- ・ 市からの補助金はほとんど事務費として使われているようです。事業もいろいろありますが、事務費に相当充てられています。補助金がないと運営が滞ってしまうこととなります。これで良いのでしょうか。
- ・ 300万円近くの補助金があって、事務費が400万円近くあります。なかなか事業費に充当できない状況です。これでは健全な姿と言えるか、民間の立場からすると心配です
- ・ 事務経費がかなりのウエイトを占めており、補助が無くなって人件費の負担が足りなくなった場合、今までの文化協会が推進する事業が途中頓挫してしまうのではないかと恐れています。改めて、人件費のあり方を含めてどうあるべきかを考えるべきではないかと思えます。そういう時代にきているのではないかと思えます。
- ・ 以前、華道部は200名ほどの会員がいましたが、現在は100名を切っているようです。華道部は家庭の主婦などが趣味的にやっている方が多いのですが、舞台の部の発表会の入場券の販売割り当てなどがあって、負担が大きくなってきたようです。500円程度でしたら良かったのですが、舞台の部のチケットが1000円になり、会員数割で部毎に割り当てがきたものですから、会員を辞める方が出てきたようです。協会でもそのような話が出ていると思いますが、そういう負担が大きくなって会員が減っているのが現状だと思います。先ほどの説明で、会費を500円から1000円にするということですが、500円でもどうかという方々もいらっしやいました。補助金に関連するか分かりませんがそういう声があるようです。
- ・ 事務費の見直しとして、例えば事務局長、書記、会計の手当が通年、毎日常駐する形で組まれているようですが必要でしょうか。他の団体の場合には年額5万などとしています。先ずその必要性を精査していただきたいと思えます。
- ・ 事務局長、書記、会計、は別々に週3日勤務ですか。仕事量として書記、会計を別々に設けないとこなせないのか。必要かどうか十分に検証してみてください。

- ・ 要するに700万円余の予算の中で事務費が400万円余と半分以上超えています。事務費が大きすぎるという指摘がありますが、人件費の効率化がもっとできないのか。
- ・ 他の団体もそうですが、補助金は事業費に活用していこうという方針があります。補助金の使途の明細がはっきりすればいいのですが、プールになっているので分かりません。その辺りを分かるように整理してもらいたいと思います。
- ・ ご意見としては、事務費の見直しなどの指摘がございました。あと、会員を増やすための工夫が求められるという指摘がございました。
- ・ 評価は「B：現状のまま継続」でよろしいでしょうか。

「市文化協会補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

うるま市文化協会の決算資料によると、支出総額に対する事務費の割合が6割、その事務費の内訳として事務員（3人）の手当が7割を占めており、事業費に比べ事務費（事務員手当）の割合がかなり高い状況である。事務員（3人）の数や出勤方向、手当の額等について十分に精査し、効率化の方向で見直しを検討していただきたい。

また、「うるま市補助金制度に関する指針」において事業費補助の原則を示しており、市からの補助金は出来る限り事業費に充てることが求められている。補助金の使途を明示した個別補助金交付要綱の策定を検討していただきたい。更に、会員数の減少が著しく、今後会員を増やすための工夫を指導していただきたい。

指定民俗文化財等補助金（教育部文化課）・・・・・・・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 支出項目で食糧費がありますが、それは適切な表現ですか。補助金をいただいて食糧費に使うのはどうかと思います。研修費などという項目が適当ではないですか。補助金をもらって、お菓子代と備考欄に書くと補助金を飲食に使っているということになります。民間からすると気になります。研修費とか、保存継承のために活用されているということが分かるように表現を工夫すべきではないでしょうか。
- ・ 実際には食糧費として活用されているわけですから、名称を変えれば良いと言うことではないと思います。
- ・ 研修費として継承のために使われたという表現にできませんか。
- ・ 市の補助経費と区からの補助経費に分けて整理すればいいのかと思います。
- ・ 練習して疲れたらお茶や茶菓子程度はいいかと思います。
- ・ うるま市には民俗文化財が結構あると思いますが、毎年この2団体だけというのはどうかと思います。
- ・ 2団体にしか補助がないということに不公平感や懸念があるのです。今後の補助のあり方をよく研究して公平、公正にやっていただきたいと思います。
- ・ 今は2団体だけの補助ですから、一旦募集して、基準に照らし合わせて補助を決定しないといけないのではないか。今までは旧具志川市にあったからそうしているかもしれませんが、指定民俗文化財は勝連、与那城、石川地区にもあるわけですから。
- ・ 金額のことではなくて、なぜ2団体だけかというところに引っかかっているわけです。
- ・ 2団体とも保存継承としての補助金活用になっていません。活動費としての補助になっています。継承に関わる補助金というのが見えません。
- ・ 39団体へ公平に補助目的にかなった用途となる補助に変えていくべきではない

かと思います。

- ・ 他の団体とのバランスが必要ですね。
- ・ 石川地区のウスデークなどは歌える人がいない状況です。そういう急がれている芸能もあります。石川エンサーでも本当に継承できる方は80歳を越えた方一人しかいません。今一生懸命昔の踊りをビデオに撮って残そうとしています。他の団体でも必要なものはやらないといけないと思います。継承するための予算であれば2団体だけに6年は長すぎると思います。
- ・ 目標達成度の担当課の評価を見ますと、目標値が16人の継承者となっており、それは既に達成されています。目標が達成された事業については終了していいのではないかと思います。
- ・ 保存継承していくという目的であれば、ビデオ撮影をしてデータで残すなどの取り組みの方が望ましいと思われれます。今は活動費に使われています。
- ・ 映像や音声など形に残るものにしないといけませんね。
- ・ それと他の団体はどうなのだろうと思います。片手落ちのところもありますから、平等になるように広げてみた方が良いと思いますね。
- ・ これについては団体が固定化されているという問題がありました。
- ・ 支出科目の見直しというご指摘と、補助金の対象範囲の明確な基準を定めてもらいたいというご指摘がありました。
- ・ このような民俗文化財は各地区にたくさんあります。補助金がなければできないことなのか。
- ・ 実際に、これまで補助金がなくてもやってきている所がいっぱいあるわけです。
- ・ 補助をするのであれば、日頃の練習などの活動費にではなく、食糧費などは御法度であって、民俗芸能の記録保存的なものに補助すべきです。
- ・ 補助があるから継承するという事ではないと思います。継承活動は地域文化に対

する意気込みでやるものです。

- ・ どの団体も独自に寄付金を募るなどして、それなりの資金づくりをして文化を継承してきているわけです。
- ・ 一度補助を無くすか、再度エントリーし直すかしないといけないと思います。
- ・ 1つの団体に6年間も補助をするのはどうかと思います。終期を設定する必要があります。その方が他の民俗文化財も育つのではないのでしょうか。
- ・ これについては「C：効率化・コスト削減の方向で見直し」という評価でよろしいのでしょうか。

「指定民俗文化財等補助金」の評価のまとめ

総合評価

C：効率化・コスト削減の方向で見直し

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

市内に数ある指定民俗文化財の中から、合併前からの経緯とは言え、限られた2団体のみに補助を継続して行うのは不公平感がある。また、2団体とも補助金が日頃の練習など活動費として使われており、保存継承に関わる活用が見られない。

そもそも民俗文化財の継承活動（継承者の育成等）は、地域住民の文化活動に対する意気込みで行われるものであって、行政からの補助の有無に関わらず、他の多くの民俗芸能でも取り組まれている。保存継承が目的であれば、行政の立場からは民俗芸能の記録保存的なものに補助すべきであり、ビデオ撮影等映像や音声でデータを残していく取り組みが望ましい。

今後、公平公正に補助目的にかなった用途となる補助事業に変えていく必要があり、現状の補助金は早期に終期を設定して一旦終了し、再度補助のあり方から検討し直していただきたい。

うるま市青少年育成市民会議補助金（指導部青少年センター）・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 青少年市民会議の予算書、決算書の科目として食糧費というのがありますが、何か科目を変えた方が良いのではないかと。
- ・ 食糧費という科目はどうでしょう。食糧費は良いイメージがありません。補助金をもらって飲み食いするのはどうか。研修費などと科目名称を見直した方がいいのではないかと。昔はそういうことがあったからかもしれませんが、今では政府も直しています。
- ・ 活動内容として主張大会、剣道大会、柔道大会、ありがとうの手紙コンテストなどがありますが、野球をやっている子やサッカーをやっている子もいると思いますが、どうでしょう。
- ・ 会長、副会長の年齢はどのくらいですか。そういう方々はボランティアでやっていただけないでしょうか。
- ・ 先輩方は、報酬をもらってやるよりも年金ももらってボランティアでやるという方向へ導いていくという検討はやってほしいと思います。
- ・ ボランティアで担うという風潮が必要ですね。
- ・ こうするのは国がやるよりも市レベルでやった方が、身動きが取りやすいのではないかと。
- ・ これは市の補助金交付規則に基づいて申請されているようですが、補助金交付申請書の文言が実際に適用される補助金交付要綱と合致していません。
- ・ 市では補助金見直し基準を定めており、見直し基準に基づいて補助金交付要綱を定めていただきたいとしております。補助金を細かくどの経費に充てられるということを決めた個別要綱を定めてください。
- ・ 補助金の使い道を細かく定めてくださいということです。食べるものまでは補助金を使わないように要綱を定めてくださいということです。

- ・ 教育委員会の補助金は同じようなものが多いですね。どこかでとりまとめた方がいいですね。いろいろな団体がありますが、結局対象となるのは同じ。その辺りは、教育委員会は勉強すべきではないか。
- ・ ご意見としては、食糧費の科目の検討というお話がありました。また、補助金の用途を詳細に定めた補助金交付要綱を定める必要があるというお話もありました。
- ・ 補助金額に対して運営費の割合が大きく、事業費の割合がかなり小さいですね。
- ・ 評価は「B：現状のまま継続」でいいと思います。
- ・ 評価はBで、要綱の整備、支出科目の検討などでまとめたいと思います。

「うるま市青少年育成市民会議補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

本会のような名誉職的な団体の役員については、手当を無くしボランティアで担っていただく方向で団体を指導していただきたい。

また、「うるま市補助金制度に関する指針」において事業費補助の原則を示しており、市からの補助金は出来る限り事業費に充てることが求められている。補助金の用途を明示した個別補助金交付要綱を策定し、団体に対しては、手当や食糧費等には会費等独自財源で賄い、必要不可欠な事務費と事業費に補助金を充当するよう指導していただきたい。